

介護給付適正化に向けた取り組みについて【滋賀県近江八幡市】

● 概要

近江八幡市では第9期近江八幡市総合介護計画にて、「自らが自立意識を持ち共に支えあいながら住み慣れた地域での生活を継続する」を基本理念として掲げ、そのもとに4つの基本目標を定めている。介護給付適正化はこのうち基本目標4「介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備」に含まれ、4つの施策を提示している。今回はその中のケアプラン点検等の実施について紹介。

● 実施状況

○ケアプラン点検の目的

必要な情報が記載されているか、本人の容態的に適切なものとなっているかどうか等を確認・検証し、介護支援専門員とともにケアプランの在り方について学ぶとともに、個々のケアプランについても、より適切なものとなるよう助言等を行う。

○点検方法

<令和4年度まで>

対象条件：特異な傾向を示す者（限度額超過、長期間単一サービスのみ等）

実施方法：対面形式で実施し、確認や指摘を行う

→（課題）介護支援専門員：ケアプラン点検に対する拒否感が強くなる

市職員：時間がかかり点検できる件数に限界がある

⇒令和5年度より点検方法を大きく変更

<令和5年度～>

対象条件：新規申請に基づく申請者

→その後、点検件数の確保の点から介護度・年齢の対象幅を拡張し、各年度によって条件を変更している

実施方法：対面から書類点検へと変更

→令和7年度：新規申請に基づく認定者を主とした抽出を行い、毎月10件前後を抽出

● 効果

- ・点検件数の増加へ繋がっている（今年度は昨年度の68件以上となる予想）
- ・点検件数の増加により、幅広い事例について確認を行うことができています
- ・書き方の指導により、分かりやすいケアプランへの改善につながった
- ・サービス内容の疑義を発見できる例もあった

近江八幡市の介護給付適正化に向けた取り組みについて

近江八幡市福祉保険部介護保険課

滋賀県近江八幡市



人口 約8万人

高齢者数 22,958人 認定者数 3,624人

認定率 15.8% 平均介護度 2.19

(介護保険事業実績分析報告書 令和7年5月分利用実績より)

近江八幡市介護保険課


職員数27名(正職員15名、任用職員12名)

第9期近江八幡市総合介護計画

自らが自立意識を持ち共に支えあいながら
住み慣れた地域での生活を継続する

基本目標4:介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

介護保険の信頼性を高め、
持続可能な制度として安定的
に運営していくため、介護給
付適正化の取り組みを行う

- 1.適切な要介護認定の実施
- 2.縦覧点検・医療情報との突合
- 3.ケアプラン点検等の実施 
- 4.住宅改修に係る理由書作成に対する補助

2

近江八幡市のケアプラン点検の目的

必要な情報が記載されているか、本人の容態的に適切なものとなっているかどうか等を確認・検証し、介護支援専門員とともにケアプランの在り方について学ぶとともに、個々のケアプランについても、より適切なものとなるよう助言等を行う。

- ・ケアプラン点検対象者の抽出
- ・対象者を担当する事業所への通知
- ・提出されたケアプランの点検
- ・点検結果の通知



職員のみで行っている

行政職	1名
専門職	
介護支援専門員	1名
主任介護支援専門員(長寿福祉課)	1名

3

令和4年度までの点検方法

対象条件

- ・限度額超過
- ・長期間単一サービスのみ
- ・要介護1・2で身体介護のみ
- ・要介護1・2で生活援助利用 等

実施方法

介護支援専門員来訪
会議形式で点検

介護支援専門員側

- ・一方的に責められているような感覚。
- ・プラン内容に法的・制度的問題がないのに指導のような形で点検される。

→ **ケアプラン点検に対する拒否感**

市職員側

- ・点検できるケアプラン点検の件数に限りがある。
- ・介護支援専門員側の不満も大きく協力が得にくい。

令和7年度

対象条件

1、下記の要件全てを満たす被保険者のケアプラン

- ・近江八幡市民
- ・新規申請に基づく認定者
または変更申請に基づき、要支援から要介護へ区分変更となった認定者
- ・要介護1から3
- ・79歳以下
- ・県内居宅介護支援事業所が担当している

2、転入継続を行った被保険者のケアプラン

3、国保連帳票により抽出された被保険者のケアプラン(現在行えていない)

4、その他疑義のあったケアプラン

実施方法

ケアプラン一式を提出してもらい、書類のみで点検

点検件数の推移

第7期計画		第8期計画 (年間目標8件)		第9期計画 (年間目標120件)	
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
8件	5件	1件	8件	68件	49件 (9月末時点)



ケアプラン点検対象者、点検方法を変更
点検件数の増加へ繋がられている

ケアプラン点検

疑義なし

「行政の目」の意識づけ

書き方の指摘

分かりやすいケアプランへの改善

疑義あり

軽度者福祉用具貸与
サービス利用相談伺い(適正化検討会)
事業所指導担当への引継ぎ・連携

第1表 居宅サービス計画書(1)

<p>総合的な援助の方針</p>	<p>骨折にて入院され自宅生活が再開となり、転倒された場合、ご自宅に転倒を予防し、安全に過ごしていただくように支援させていただきます。生活動作のほとんどをご自身で実施出来るため、これらの能力が低下しないようにしていきます。</p> <p>救急搬送先 近江八幡市立総合医療センター 主治医 父 緊急連絡先 父</p> <p>自立</p>
------------------	---

病院名や医師名の記載が簡易的
連絡先の記載がない

家族情報が関係性のみ

第1表 居宅サービス計画書(1)

<p>総合的な援助の方針</p>	<p>脳梗塞にて入院後、退院されました。左片麻痺の後遺症が残っていますが、ご自宅在宅でのリハビリテーションを行っていきましょう。お困りごとがあれば相談に乗ります。</p> <p>緊急搬送先 近江八幡市立総合医療センター 33-3151 主治医 ヴォーリス記念病院 医師名 0570-01-5211 緊急連絡先 姪 家族氏名 電話番号</p>
------------------	--

病院名、医師名、家族氏名が整理して書かれており
緊急時の連絡先がわかりやすい

第3表 週間サービス計画書

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	0:00							
	2:00							
	4:00							
早朝	6:00	週単位計画の記載なし						日常生活が分からない
	8:00							
午前	10:00							
	12:00							
	14:00							
午後	16:00							
	18:00							
	20:00							
夜間	22:00							
深夜								
週単位以外のサービス	【手すり貸与・手すり貸与】ライフ							週単位以外のサービスや自費利用などの記載がない

第3表 週間サービス計画書

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	0:00							
	2:00							
	4:00							
早朝	6:00							起床、洗顔、朝食
	8:00	1週間の流れが想像しやすい						ベッドで休憩 夫の身の回りの世話 夫の朝食介助
午前	10:00		09:30~16:00 通所リハ(入浴) ニコニコリハビリ		09:30~16:00 通所リハ ニコニコリハビリ			昼食 休憩
	12:00							
	14:00	14:00~14:59 掃除						
午後	16:00							
	18:00							夕食
	20:00							スマホで読書 就寝
深夜								
週単位以外のサービス	【歩行器貸与・手すり貸与】草津介護センター							自費レンタル(特殊寝台):草津介護センター、通院等乗降介助:安土社協ヘルパー(ヴォーリスHP月1回、医療センター月1回)、居宅療養管理指導:いちえ薬局(月1~2回)

医療保険利用できていないサービスの発見

アセスメントシートや支援経過に
末期がん患者とあったが
訪問看護を介護保険で利用している

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	援助目標				サービス	サービス種別	頻度	期間	
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)					
体調よく自宅で暮らしたい。	病気の不安を解消して過ごすことができる。	R06.06.04～R07.04.30	定期的に受診を受け、病状管理を受けられる。	R06.06.04～R06.11.30	診察、検査、薬の処方アドバイス 受診の付き添い、服薬確認、体調不良時には家族に伝える。 バイタルチェック、病状の変化の確認、心配事の相談、緊急時の対応。皮膚状態の観察、処置、主治医との連携。 患部の貼り替え、交換	○ 訪問看護	本人・家族	週1回	R06.06.04～R06.11.30
			安定した状態で過ごすことができる。	R06.06.04～R06.11.30					
			気分転換ができ、楽しい時間を過ごすことができる。	R06.06.04～R06.11.30					
転倒のないようにしたい。	筋力低下、体力低下を補うため環境を整える。	R06.06.04～R07.04.30	安心・安全な日常生活動作、移動ができる。	R06.06.04～R06.11.30	介護用ベッド、付属品、床ずれ防止用具、歩行補助杖のレンタル	○ 福祉用具貸与	(株) ヤマシタ	毎日	R06.06.04～R06.11.30
			・お友達のおしよべり ・お友達の訪問	R06.06.04～R06.11.30					
安全に洗髪したい。	見守りをするにより、ふらつき時はすぐ、介助ができる。	R06.06.04～R07.04.30	洗髪をしてすっきりしたい。	R06.06.04～R06.11.30	洗髪時は見守りを行う。体調のよい日に洗髪をする。	○ 本人・家族	本人・家族	適宜	R06.06.04～R06.11.30

➡ 医療保険給付となるため記載を修正し、
今後は事前に対応できるよう厚生労働省告示等を確認するよう指摘

事業所担当への引継ぎ

目標	援助内容						
	短期目標	期間	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度
定期的にバイタルを測定するなど、状態の把握ができる。 適切な。	R7/4/1～R7/8/31	状態確認と異常の早期発見。 バイタル測定の実施	○ 訪問看護	ここからけあ	週に2回	R7.04.01～R7.08.31	
			○ 訪問看護	訪問介護事業所 カイト	週に6回	R7.04.01～R7.08.31	
			○ 訪問看護	よしずみ内科	月に1回	R7.04.01～R7.08.31	
金銭管理等、必要な周辺整理支援を受けることができる。	R7/4/1～R7/8/31	血糖値確認とコントロール。 手続き関係等、必要書類の整理。 保佐人への状況報告。	○ 訪問看護	ここからけあ	月に1回	R7.04.01～R7.08.31	
			○ 訪問看護	ここからけあ	週に2回	R7.04.01～R7.08.31	
福祉用具を活用して安全な住居環境を整えることができる。	R7/4/1～R7/8/31	手すりや介護用ベッド等の導入。起床時、立ち上がり動作の支援。	○ 福祉用具	草津介護センター	毎日	R7.04.01～R7.08.31	

➡ ケアプラン点検での指摘ではなく、事業所指導担当へ引継ぎ

今後の課題

給付の抑制につなげるには

- 疑義のあるケアプランを意図的に抽出したい
→抽出方法・抽出条件の検討が必要

一方的な指摘にならないためには

- 指摘を行ったケアプランの改善を確認したい
→再提出・回答通知への返信等の検討が必要